## 有効期間満了日令和11年3月31日熊組対第2964号令和5年9月25日

安心な社会を創るための匿名通報事業の実施に伴う警察における対応について(通達)

匿名通報事業における警察の対応については、「安心な社会を創るための匿名通報事業の実施に伴う警察における対応について(通達)」(平成31年3月28日付け熊組対第736号。以下「旧通達」という。)に基づき実施してきたところであるが、別添「安心な社会を創るための匿名通報事業の実施に伴う警察における対応について(通達)」(令和5年9月11日付け警察庁丙組一企発第15号ほか)のとおり、対応要領が改定され、令和5年10月1日から実施されることから、同通達に基づいた適切な対応を行うとともに、匿名通報事業の趣旨を踏まえ、その効果の最大化を図るべく、活動内容等について県民への周知に努められたい。

なお、旧通達は同日をもって廃止する。

※ 警察庁通達「安心な社会を創るための匿名通報事業の実施に伴う警察に おける対応について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧く ださい。